

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	貧困農民支援に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	330,000千円 H19.3.31まで	H19.3.6 サヌアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメン大使 イエメン側 アブドルカリーム・イスマイール・アルアルハビー計画・国際協力大臣	H19.3.26 170号
イエメン	サヌア小中学校建設計画のため の贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	サヌア小中学校建設計画を実施するために必要な 1. 小中学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	822,000千円 H20.3.31まで	H19.9.1 サヌアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメン大使 イエメン側 アブドルカリーム・イスマイール・アルアルハビー副首相兼計画・国際協力大臣	H19.9.13 525号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。